平成２９年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根517番地３
ネクスコート新崎マンションⅡ103号
債務者　兒玉　優海
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第１２３号
福島県本宮市岩根字上年神22番地２
債務者　根本　菜央
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1651番地の５　αＮＥＸＴ南流山第６－102
債務者　森川　義春
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６６１号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番78―510号
債務者　沼田　悠樹
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８３号
千葉県我孫子市中峠1786番地の５
債務者　徳田　正則
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字大開１丁目11番地６　大開工藤住宅Ｂ号
債務者　木村　孝政
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６４９号
千葉県松戸市新松戸３丁目70番地　パークサイド・イズミヤ205号
債務者　鈴木　芳江
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６６０号
千葉県松戸市上本郷852番地の３　ファミーユ斉藤102号
債務者　小島　幸一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１５号
沖縄県浦添市内間４丁目21番６－202号
コーポＣ－ＭＡ
債務者　吉田久美子（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９０号
山口県防府市泉町22番５号　コーポ葵３号室
債務者　木村　茂雄
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
山口市吉敷下東４丁目21番20号、前住所山口市吉敷下東４丁目８番11号
債務者　小松　直之
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２４０号
東京都北区昭和町３丁目６番10号　ＴＫビル201
破産者　株式会社東京ミタチ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１号
埼玉県上尾市大字原市4242―11
破産者　阿子島弘光
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０５号
東京都千代田区九段北４丁目３－20―102
破産者　能開　初実
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１５８号
東京都千代田区内神田３丁目16－４－405
破産者　矢野　俊介
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５８３号
千葉県松戸市松戸893－３－205、開始決定時の住所東京都江東区木場３丁目10－１－905
破産者　山本　啓能
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７３号
東京都中央区日本橋浜町３丁目45番３号　浜町野島ビル１階、商業登記簿上の本店所在地福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号福岡商工会議所ビル
破産者　ジェーピーワイファイ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部